

他自治体条文比較（施行期日・目的・基本理念・自治体の責務）

施行期日				
市町村手話言語条例モデル案	東京都	板橋区	目黒区	多摩市
－	令和４年（２０２２年）９月１日 公布日＝令和４年６月２２日	令和元年（２０１９年）６月２８日 公布日＝同日	令和７年（２０２５年）４月１日 公布日＝令和７年３月７日	令和７年（２０２５年）１月１日 公布日＝令和６年１２月２６日

※「公布」とは、議会で成立した条例等の内容を、広く市民に知らせるために公示する行為をいいます。町田市では、町田市ホームページへの掲載と外に設置している掲示場への掲示をしています。

目的				
市町村手話言語条例モデル案	東京都	板橋区	目黒区	多摩市
この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語の理解並びに普及及び地域において手話言語を使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、市及び市民の責務及び役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、もってろう者とうろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。	この条例は、手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、東京都（以下「都」という。）の責務並びに都民及び事業者の役割を明らかにするとともに、都の施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な基本的事項を定め、もってろう者、難聴者、中途失聴者など手話が必要とする者（以下「手話が必要とする者」という。）の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会の実現に寄与することを目的とする。	この条例は、手話は言語であるという認識の下に、区民の手話への理解の促進を図ることにより、地域における手話の使いやすい環境を構築することで、手話を使用する区民が、手話により、自立した日常生活を営み、社会参加をし、心豊かに暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	この条例は、手話は言語であるとの認識の下、手話に関する基本理念を定め、目黒区（以下「区」という。）の責務並びに区民及び事業者の役割を明らかにするとともに、区の施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めることにより、手話が必要とする者が手話を使い自立した日常生活又は社会生活を営み、全ての人が相互に人格と個性を尊重し合い共生する地域社会の実現に寄与することを目的とする。	この条例は、手話が一つの言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話を使用しやすい環境の整備に関する基本理念を定め、多摩市（以下「市」という。）、市民、事業者及び聴覚障がい者関係団体等の責務及び役割を明らかにし、必要な施策を推進することで、ろう者の人権を守り、ろう者とうろう者以外の者が互いに尊重し合い、意思疎通を行いながら、心身ともに健康で幸せに共生できる地域社会を実現することを目的とする。
 キーワード ＊手話は言語 ＊手話への理解と手話の普及 ＊地域において手話を使いやすい環境の構築	 キーワード ＊手話は言語 ＊手話への理解促進と手話の普及	 キーワード ＊手話は言語 ＊手話への理解促進 ＊手話を使いやすい環境の構築	 キーワード ＊手話は言語	 キーワード ＊手話は言語 ＊手話への理解促進と手話の普及 ＊手話を使用しやすい環境の整備
 目指す姿 ろう者とうろう者以外の者が共生することのできる地域社会の実現	 目指す姿 ろう者、難聴者、中途失聴者等手話が必要とする者の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会の実現	 目指す姿 手話を使用する区民が、手話により、自立した日常生活を営み、社会参加をし、心豊かに暮らすことができる地域社会の実現	 目指す姿 手話が必要とする者が手話を使い自立した日常生活又は社会生活を営み、全ての人が相互に人格と個性を尊重し合い共生する地域社会の実現	 目指す姿 ろう者の人権を守り、ろう者とうろう者以外の者が互いに尊重し合い、意思疎通を行いながら、心身ともに健康で幸せに共生できる地域社会の実現

他自治体条文比較（施行期日・目的・基本理念・自治体の責務）

基本理念				
市町村手話言語条例モデル案	東京都	板橋区	目黒区	多摩市
1　ろう者が、自立した日常生活を営み、地域における社会参加に務め、全ての市民と相互に人格と個性を尊重しあいながら、心豊かに共生することができる地域社会の実現を目指すものとする。	手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、一人一人が相互に人格と個性を尊重し合いながら、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参画する機会が確保される共生社会の実現を旨として行われなければならない。	区民は、手話により相互に意思を伝え合い、情報を共有する権利を有し、その権利は尊重されなければならない。	1　手話が言語であることの理解の促進は、手話が独自の言語体系を有し、日常生活又は社会生活を営んできた中で受け継がれてきた文化的所産であるとの認識の下に行われなければならない。	手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話を使用しやすい環境の整備は、次に掲げる事項を基本として行うものとする。
2　手話が言語であることを認識し、手話言語への理解の促進と手話言語の普及を図り、手話言語でコミュニケーションを図りやすい環境を構築するものとする。			2　手話を必要とする者は、手話により相互に意思を伝え合い、情報を共有する権利を有し、その権利は尊重されなければならない。	（1）手話が、独自の体系を有する一つの言語であり、かつ、文化的所産であるという認識の下、音声言語と同等に扱われなければならないこと。
3　ろう者は、手話言語による意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されなければならない。			3　全ての人は、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重されなければならない。	（2）手話に関する施策が、手話が手及び指、体の動き、表情等を組み合わせて視覚的に表現する一つの言語であるという認識に基づいて実施されなければならないこと。
				（3）ろう者の手話による意思疎通を行うことを自ら選択する権利、手話により意思疎通を円滑に行う権利及び手話により必要な情報を的確に取得する権利が、尊重されなければならないこと。
 キーワード ＊自立した日常生活・社会参加 ＊互いの人格と個性の尊重 ＊共生することができる地域社会の実現 ＊手話でのコミュニケーションが図れる環境の構築 ＊意思疎通を図る権利	 キーワード ＊互いの人格と個性を尊重し合う社会 ＊あらゆる分野の活動に参画する機会の確保	 キーワード ＊手話による意思を伝え合い、情報を共有する権利の尊重	 キーワード ＊文化的所産 ＊手話による意思を伝え合い、情報を共有する権利の尊重 ＊障がいの有無による分け隔てがない ＊互いの人格と個性の尊重	 キーワード ＊文化的所産 ＊音声言語と同等 ＊手話による意思疎通を自ら選択し、円滑に行い、情報を取得する権利の尊重

他自治体条文比較（施行期日・目的・基本理念・自治体の責務）

自治体の責務				
市町村手話言語条例モデル案	東京都	板橋区	目黒区	多摩市
市は、基本理念にのっとり、手話言語の普及と、ろう者があらゆる場面で手話言語による意思疎通ができ、自立した日常生活や地域における社会参加を保障するため、必要な施策を講ずるものとする。	都は、この条例の目的を達成するため、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話を必要とする者の意思疎通を行う権利を尊重し、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）その他の関係機関と連携して、手話に対する理解の促進、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備を行うものとする。	区は、区民の手話に対する理解を広げ、手話を使いやすい環境にするための施策を総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。	区は、基本理念にのっとり、手話を必要とする者等と協力し、第1条の目的を達成するために必要な施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。	市は、この条例の目的及び基本理念にのっとり、第3条第3号に掲げるろう者の権利を尊重し、手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話を使用しやすい環境の整備を行うため、必要な施策を推進するものとする。
	2 都は、手話を必要とする者が都政に関する情報を速やかに取得することができるよう、手話を用いた情報発信を行うものとする。			
 キーワード * 手話の普及 * 自立した日常生活・社会参加の保証	 キーワード * 手話を使用しやすい環境の整備 * 手話を用いた情報発信	 キーワード * 施策の総合的・計画的推進	 キーワード * 手話を必要とする者等との協力 * 施策の総合的・計画的推進	 キーワード * ろう者の権利の尊重 * 手話への理解促進と手話の普及 * 手話を使用しやすい環境の整備